

(案)

第 号
令和 4 年 2 月 日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理
区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、知事管理漁獲可能量を変更したいので、漁業法（昭和 24
年法律第 267 号）第 16 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により諮
問します。

【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	3.15 トン
	鳥取県定置漁業	3.05 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.7 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	1.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.1 トン

鳥取県資源管理方針（くろまぐろ）の変更について（案）

令和 4 年 2 月 1 6 日

鳥取県水産課

1 現管理期間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日）の漁獲可能量の変更について

(1) 鳥取県の漁獲可能量

区分	変更前漁獲可能量	変更後漁獲可能量	増減
小型魚 (30 kg未満)	10.0 トン	7.0 トン	小型魚枠の譲渡：3 トン
大型魚 (30 kg以上)	1.6 トン	1.6 トン	—

(2) 漁獲可能量の変更理由

- ・鳥取県では、例年 1～3 月の漁獲がほとんどなく、突発的来遊に備え小型魚枠を一定程度残した状態で管理可能と考えら、他の漁獲枠が必要とする都道府県に漁獲枠を譲渡した方がくろまぐろ資源を有効活用できるため。
- ・漁獲枠を譲渡した都道府県は、次期漁獲枠に一定数量追加配分されるメリット措置が取られているため。

(3) 漁業種類ごとの配分量

種類	知事管理区分	合計 (トン)	配分量 (トン)	配分の考え方	備考
小型魚	沿岸くろまぐろ 漁業 (曳き縄)	7.0	3.15	50%※	前管理期間からの繰越は沿岸くろまぐろ漁業へ配分。融通により増減した場合は実績や消化率を勘案して配分する。
	定置網漁業		3.05	50%※	
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.7	10%	
大型魚	定置網漁業	1.6	1.4	100%※	前管理期間からの繰越は定置網漁業へ配分。融通により増減した場合は実績や消化率を勘案して配分する。
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.1	10%	

2 変更後の漁獲実績と漁獲可能量（令和 4 年 2 月 1 日時点）

【小型魚（30 kg 未満）】

知事管理区分	漁獲実績/漁獲可能量 (トン)	残量 (トン)	消化率 (%)
沿岸くろまぐろ漁業	2.1/3.15	1.05	66
定置網漁業	0.92/3.05	2.13	30
混獲管理分	0.02/0.10	0.08	20
県留保枠	0/0.70	0.70	0
合計	3.04/7.00	3.96	43

【大型魚（30kg以上）】

知事管理区分	漁獲実績/漁獲可能量 (トン)	残量 (トン)	消化率 (%)
定置網漁業	0.4/1.4	0.8	29
混獲管理分	0/0.1	0.1	20
県留保枠	0/0.1	0.1	0
合計	0.4/1.6	1.2	25

3 過去の実績

管理期間	漁獲実績					
	H27.7~H28.6	H28.7~H29.6	H29.7~H30.6	H30.7~H31.3	H31.4~R2.3	R2.4~R3.3
小型魚 (30kg未満)	1.4トン	1.0トン	1.2トン	1.6トン	3.2トン	3.2トン
大型魚 (30kg以上)	0トン	0.7トン	0.1トン	0トン	0トン	0.1トン

【参考】鳥取海区漁業調整委員会規程

第5条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。